

DPCレセプト提出時における包括部分 に係る診療行為内容の添付について

厚生労働省保険局医療課

1 経緯

平成20年度診療報酬改定の項目として、平成20年2月13日における中央社会保険医療協議会において、DPC対象病院については、DPCにおける診療報酬明細書の提出時に、包括評価部分に係る診療行為の内容が分かる情報を加えることが決定。

～平成20年2月13日 中医協総会資料より～

【Ⅱ—1（質の高い効率的な入院医療の推進について）— DPCに係る制度運用の改善

第1 基本的な考え方

DPCに関しては、現在360病院が対象となっているが、平成18年度DPC準備病院のうち、平成18年度基準及び新たな基準を満たした病院についてDPCの対象とする。

また、DPCの診療報酬については、適切な算定ルール等を導入すること等の制度運用の改善を図る。

第2 具体的な内容

（中略）

2 算定ルール及び診断群分類の見直しについて

(1) 算定ルールの見直しについて

ア（略）

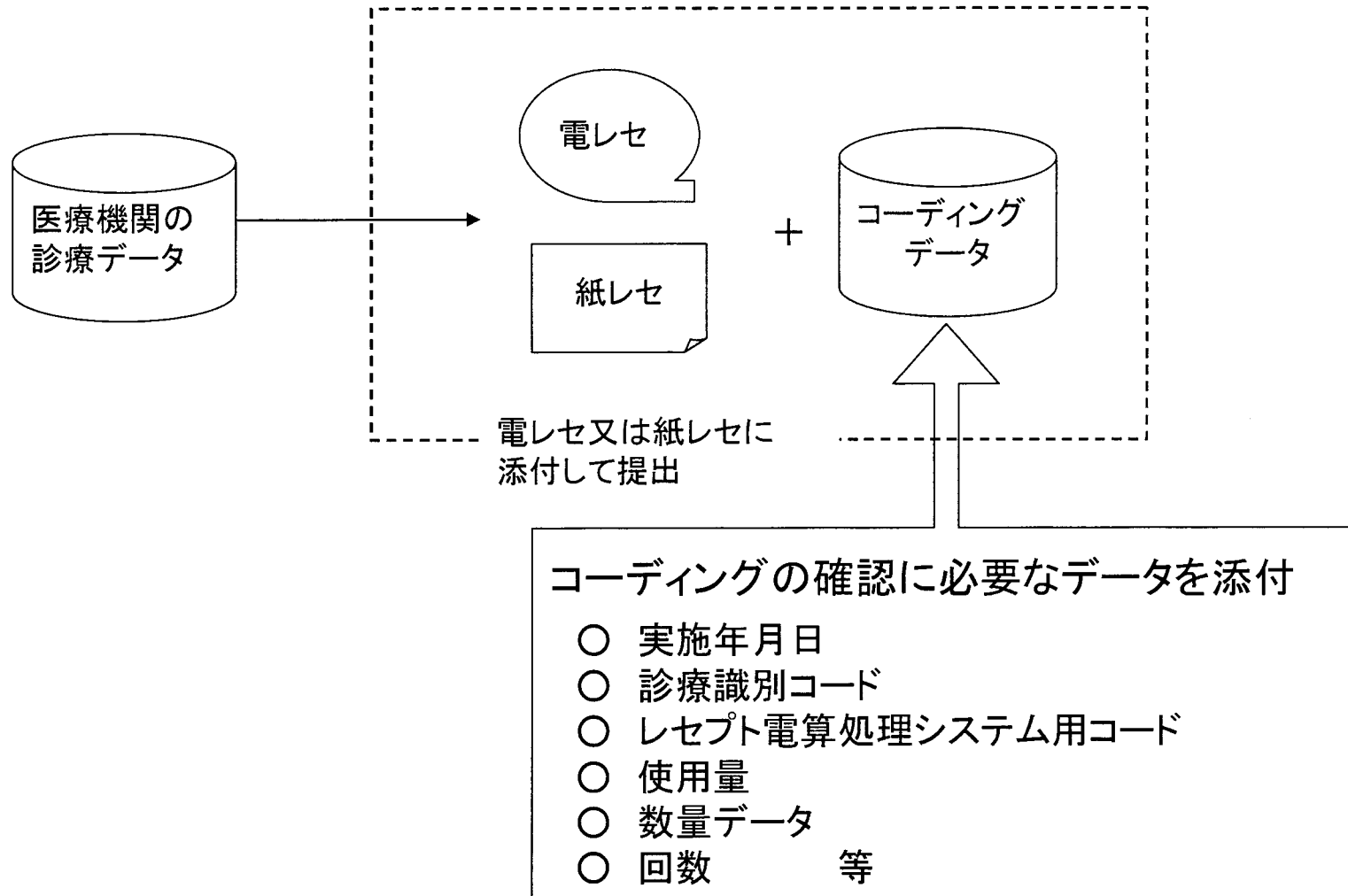
イ DPCにおける診療報酬明細書の提出時に、包括評価部分に係る診療行為の内容が分かる情報も加える。

2 実施方法及び実施時期

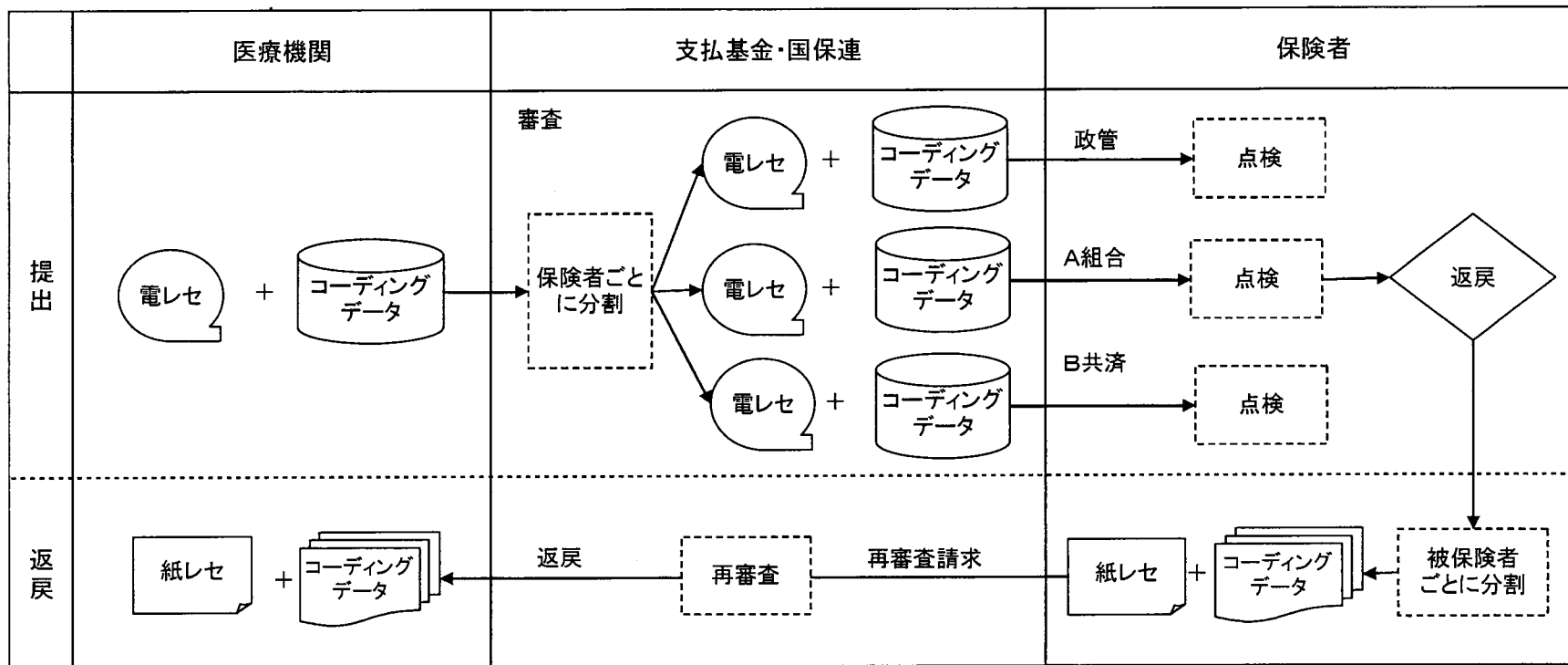
各医療機関の診療データよりコーディングの確認に必要なデータ(以下「コーディングデータ」という。)を抽出し、将来的にオンライン請求が可能な様式にして、レセプトとは別に電子媒体にて提出

- 平成21年1月診療分より実施予定
- 今回の取扱いは適切なコーディングの確認にのみ活用する
- 医療機関におけるコスト及び事務負担が軽減されるよう、1入院期間ではなく、レセプトの診療月のみのコーディングデータとする
 - ※ 次回診療報酬改定時に直近3ヶ月分のコーディングデータとすることを検討
- 次回診療報酬改定(平成22年度改定)時にコーディングデータもオンライン請求で行うことを検討

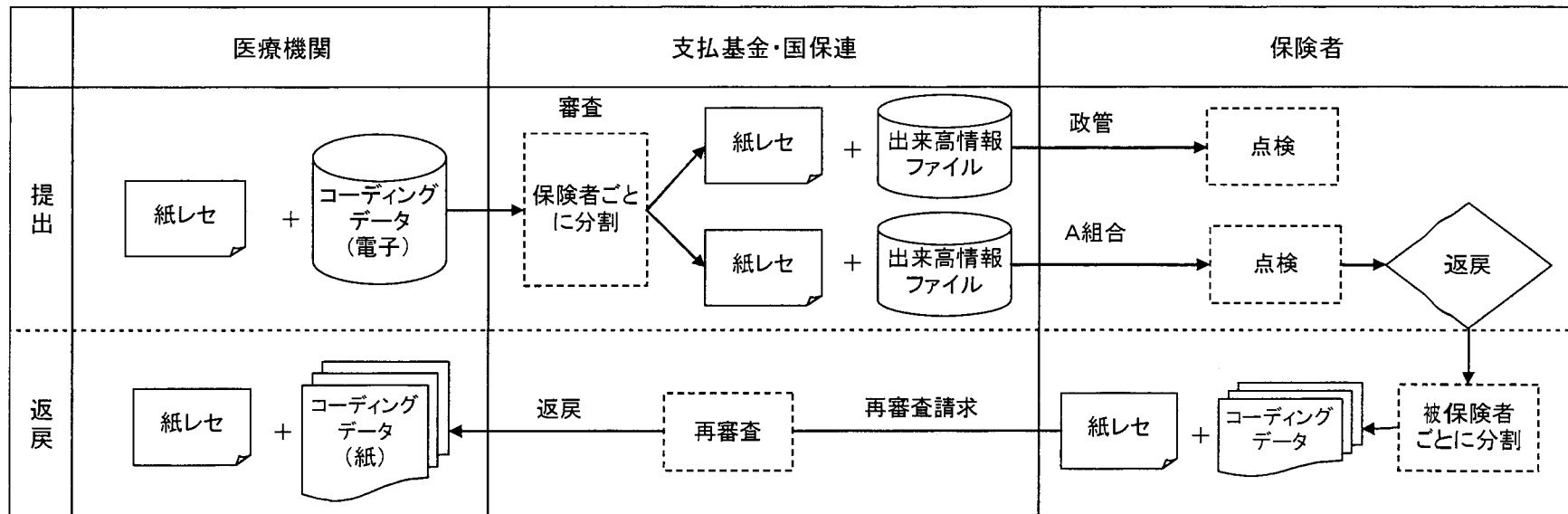
出来高情報の添付について



出来高情報ファイルを添付したレセプト提出・返戻の流れ (レセプト電算処理システムにより請求する場合)



出来高情報ファイルを添付したレセプト提出・返戻の流れ (紙レセプトにより請求する場合)



DPCLレセプトを紙にて提出している医療機関についても出来高情報は電子媒体にて提出

4 その他

○ 紙レセプトの扱い

DPCレセプトを紙により提出している医療機関があり、支払基金又は国保中央会において出来高情報との突合を手作業により行うこととなる。

※ 通知において、極力、オンライン又は電子媒体により請求いただくようお願いする予定

～平成20年2月13日 中医協総会資料より～

【Ⅱ-1（質の高い効率的な入院医療の推進について）-①】

DPCに係る制度運用の改善

骨子【Ⅱ-1-(1)(2)】

第1 基本的な考え方

DPCに関しては、現在360病院が対象となっているが、平成18年度DPC準備病院のうち、平成18年度基準及び新たな基準を満たした病院についてDPCの対象とする。

また、DPCの診療報酬については、適切な算定ルール等を導入すること等の制度運用の改善を図る。

第2 具体的な内容

1 DPC対象病院の拡大について

- (1) 平成19年度DPC対象病院の基準として、平成18年度基準のほかに、2年間の適切なデータの提出及び（データ/病床）比が10ヶ月で8.75以上という要件を加える。
- (2) 平成20年度に新たにDPCの対象となる医療機関は平成18年度DPC準備病院（371病院）のうち、基準を満たしたものとする。
- (3) 平成19年度DPC準備病院については、平成21年度にDPCの対象とすべきか検討することとするが、その基準は、その時点におけるDPC対象病院に適用される基準と同じものとする。

2 算定ルール及び診断群分類の見直しについて

(1) 算定ルールの見直しについて

ア 3日以内の再入院については、1入院として取り扱う等の算定ルールの見直しを行う。

イ DPCにおける診療報酬明細書の提出時に、包括評価部分に係る診療行為の内容が分かる情報も加える。

(2) 診断群分類の見直し等について

ア MDC16（外傷・熱傷・中毒、精神、その他）をMDC16（外傷・熱傷・中毒）、MDC17（精神疾患）及びMDC18（その他）に分割する。

イ 診断群分類の分岐については、がん化学療法の主要な標準レジメンで分岐を行うことなどの精緻化を行う一方、類似疾病の発症部位等による分岐を整理するなど簡素化を行う。